

弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム実施に関する要項

(令和6年6月14日 学長裁定第32号)

第1 趣旨

この要項は、弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム（以下「本プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第2 目的

本プログラムは、弘前大学大学院学則（平成16年規則第3号）に規定する博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程（以下「博士課程」という。）に在学する学生に対して学修及び研究を奨励するため、研究奨励費及び研究費（以下「支援金等」という。）の支給並びにキャリア開発・育成コンテンツの提供とともに、企業及び地域社会と連携しながら学生の研究力向上・キャリアパス形成支援を一体的に行うことを目的とする。

第3 支給対象者数

前記第2に規定する支援金等の支給対象者数は、各年度23人程度とする。

第4 事業統括

本プログラムにおける対象者の選考及び運営に関する責任者として、事業統括を置く。

2 前項に規定する事業統括は、学長が指名した者をもって充てる。

第5 委員会

本プログラムを遂行するため、弘前大学（以下「本学」という。）に、弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6 審議会

本プログラムの運営に関する重要事項を審議するため、本学に、弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会に関し必要な事項は、別に定める。

第7 受給資格

支援金等を受給することができる者（以下「受給者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 博士課程に在学する学生で、優れた研究能力を有すると認められ、自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念することを希望する者
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）に採用されていない者
- (3) 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（年額240万円）の給与・役員報酬等の支給を受けていない者

- (4) 留学生のうち、国費外国人留学生制度による支援を受けていない者
- (5) 留学生のうち、本国からの奨学金等の支援を受けていない者

第8 支援金等の支給額及び支給方法等

支援金等の支給額は、研究奨励費として月額 20 万円、研究費として年額 20 万円とする。

- 2 支援金等の支給期間は、採用された日から受給者が所属する研究科・専攻の標準修業年限以内とする。
- 3 研究奨励費は、毎月支給する。
- 4 研究費は、年 1 回支給する。
- 5 事業統括は、第 1 項に規定する研究費については、受給者の研究計画に基づき、必要に応じて追加配分することができる。
- 6 事業統括は、本プログラムで実施する海外留学渡航、インターンシップ等に要する経費を支給することができる。

第9 受給者の義務

受給者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) 定期的なメンターとの面談
- (3) 学内の他研究室における研究活動に一定期間従事すること。
- (4) 本学が実施する学生交流イベント等に参加すること。
- (5) 研究の進捗状況を確認するため、毎年度末に研究成果報告書を運営委員会に提出すること。
- (6) 国立大学法人弘前大学研究者行動規範（平成 19 年 6 月 25 日役員会決定）に沿った研究活動に従事すること。
- (7) 国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程（平成 19 年規程第 14 号）第 5 条第 3 項に規定する研究倫理教育を受講すること。
- (8) 科学技術・学術政策研究所(NISTEP)の博士人材データベース(JGRAD)に登録し、博士課程修了後も情報を更新すること。
- (9) ジョブ型研究インターンシップ推進協議会の専用システムに登録すること。

第10 支援金等の支給の取消し

事業統括は、受給者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、運営委員会の議を経て、当該者への支援金等の支給を取り消すことができる。

- (1) 前記第 7 に規定する受給資格を失ったとき。
- (2) 前記第 9 に規定する受給者の義務の履行を怠ったとき。
- (3) 研究計画の進捗が不十分と判断されるとき。
- (4) 本人から辞退の申出があったとき。

(5) その他支給を取り消すべき事由があると判断したとき。

第 11 事務

本プログラムの事務は、学務部教務課及び学生課において処理する。

第 12 雑則

この要項に定めるもののほか、本プログラムに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和 6 年 6 月 14 日から実施し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。